

農地を所有・利用されている皆様へ

# 農業委員会が 農地の利用状況を調査します！

令和5年  
11月▶12月



○農地法において、農業委員会は、毎年一回、管内の農地の利用状況を調査しなければならないこととなっています。

○矢掛町農業委員会では、農地法に基づき、11月から12月にかけて、町内の全ての農地を現地確認します。



○調査した結果をもとに、意向確認・適正管理・手続等をお願いすることがありますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願い致します。

農地は荒らさず  
有効利用を

農地の転用には  
許可が必要です

遊休農地ではこんな問題が…

農地は1年以上放っておくと雑草が生い茂り、病虫害発生のおそれがあるため、隣の田畑の耕作者、周囲の住民は大変な迷惑を被ります。また、産業廃棄物等の不法投棄やぼや・火災の原因になるなど、環境の悪化にもつながります。



農地転用とは

農地転用とは、農地（田や畑）を住宅や事務所・駐車場・資材置き場・植木置き場及び山林（松の植林等）など、農地以外のものにすることをいいます。工事などで一時的に農地を資材置き場にしたりするときも該当します。転用の許可を受けるには、農業委員会への申請が必要になります。



矢掛町農業委員会 役場産業観光課内  
☎ 82-1016